

分譲マンション 予備診断無料実施のご案内

(川崎市マンション耐震診断に係る予備診断事業)

川崎市では、震災に強い安全なまちづくりを推進するため、旧耐震基準で建築された分譲マンションへ一級建築士を派遣し、管理組合の費用負担なしで耐震診断を行うにあつての予備調査(予備診断)を実施しています。

予備診断の実施を希望される場合、4月から11月までの受付期間に下記申請窓口へお申し込みください。

申請手続きについて、ご不明な点等がございましたら、事前にご相談ください。

1 対象となる分譲マンション

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工された建築物であること
- (2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、地階を除く階数が3以上のもの
- (3) 複合用途マンションの場合、住宅部分の床面積の合計が、専有部分全体の床面積の合計の3分の2以上のもの
- (4) 区分所有法第1条に規定する、構造上区分された部分で独立して住居の用に供する専有部分の数が6以上のもの
- (5) 管理組合の理事会で、予備診断を実施することの決議がなされていること
- (6) 管理組合の代表者が暴力団員でないこと(管理組合が法人の場合は、代表者又は役員が暴力団員でないこと)

2 予備診断とは

一級建築士が、設計図書の有無や修繕等の管理履歴、目視による劣化状況確認等を行い、耐震診断(一般診断・精密診断等)の診断方法、診断費用を算出するもので、**耐震性の有無を判断するものではありません。**

予備診断報告書作成後、管理組合に報告書の内容を説明します。

3 予備診断費用について

対象となる分譲マンションの管理組合に代わり、川崎市が診断に要する費用を負担するため、無料で予備診断が受けられます。

4 お問い合わせ・申請窓口

川崎市まちづくり局 市街地整備部 防災まちづくり推進課
川崎市川崎区宮本町1番地
(明治安田生命川崎ビル8階)

TEL : 044-200-3017

FAX : 044-200-3967

E-mail : 50bomati@city.kawasaki.jp

5 申請手続きと診断の流れ

